

令和 4年 5月

保護者の皆様へ

枚方市立津田中学校  
校長 吉本 賢治  
PTA会長 青島 弘

## PTA団体総合保障制度について

平素は本校の教育活動及びPTA活動にご協力いただきありがとうございます。  
さて、津田中学校PTAは、PTA団体総合補償制度の保険に加入しています。  
この保険は、安心できるPTA活動をめざし、PTA会員及び生徒がPTA活動中に  
生じる様々な事故を補償するPTA専用の制度です。  
補償の対象となる事由が発生した場合は、学校を通じてPTA本部にお知らせください。

### 主な補償内容

#### ①PTA活動中（保護者、教職員、生徒）の事故

PTA会員と同居の親族が、PTA主催、共催行事に参加中（往復途上含む）に、  
急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ等を補償します。

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた  
場合も補償します。

《ご注意点》 生徒が、PTA行事中（往復途上含む）の事故により、被ったケ  
ガに対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対  
象となる場合は補償されません。

#### ②PTA 主催行事中の賠償事故

第三者の身体・財物に損害を与えた場合。  
他人から借りたスポーツ用具などが損壊・盗難にあった場合。

#### ③業務妨害等対応費用保険特約

PTA 活動において、第三者より、暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、  
偽計、風説の流布行為を受けた場合。

#### ④生徒賠償責任補償

日本国内において生徒の日常生活上の行為に起因する法律上の賠償責任に対す  
る事故の補償。（対人・対物賠償）